

契 約 書 (案)

# 契 約 書

〇〇県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

## （要旨）

第1条 甲と乙は、紙製品（コピー用紙）購入について相互の安定取引のためにこの契約を締結し、甲及び乙は、誠意をもってこの契約を履行するものとする。

## （契約内容）

第2条 契約する物品、仕様、契約金額、納入期日及び納入場所等は、次のとおりとする。

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 1 品名、単価 | 別表のとおり                        |
| 2 納入期日  | 契約締結日から令和9年3月31日まで（随時）        |
| 3 納入場所  | 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号<br>〇〇県国保会館 指定場所 |
| 4 契約保証金 | 免除                            |

## （納入指示）

第3条 甲は、乙が納入する物品の品名、数量、納期を明記した注文依頼書を発行する。  
2 乙は、前項の注文依頼書により、甲が指示した納期に必着するように納入するものとし、特に数量の過不足、納入期日の遅延等のため、甲の業務に支障を来さないようにしなければならない。

## （検査の時期）

第4条 甲は、物品の納入を受けたときは、その日から5日以内に検査を行わなければならない。また、この検査に合格したときをもって物品の引渡しを完了したものとする。  
2 乙は、前項の検査に合格した後、甲の一発注毎に請求書を作成し請求することができる。ただし、請求金額について円未満の端数が生じる場合はすべて切り捨てとする。

## （支払）

第5条 甲は、前条第1項の検査を完了した後、乙から正当な請求書を受理したときは、請求書を受理した月の翌月末日までに請求金額を支払わなければならない。  
2 甲の責に帰すべき事由により前項の規定による支払いを遅延したときは、乙は、遅滞損害金として、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額を甲に請求することができる。

## （消費税等）

第6条 この契約締結後に、消費税及び地方消費税の税率の改定によって、税額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、第4条第1項に定める検査において、物品に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。この場合、甲は乙に対して乙の費用負担による当該契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し（以下あわせて「追完」という。）又は代金の減額を任意に選択して請求することができる。

2 前項において、甲が追完を請求した場合には、乙は甲が請求した方法と異なる方法により履行することはできない。

3 甲は、乙から契約不適合のある物品を提供されたことにより損害を被った場合は、乙に対してその賠償を請求することができる。

4 第4条第1項に定める検査を終了した後も、検査時において容易に発見できない契約不適合で、検査終了後1年以内に発見されたものの追完、代金の減額請求及び損害賠償の請求については前三項と同様とする。

(危険負担)

第8条 物品の引渡前に生じた滅失、毀損、盗難、その他の危険は乙が負担し、引渡後は甲がこれを負担する。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、調達業務の全部、又は一部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。なお、甲の承認により第三者へ委託する場合は、乙は自己の責任において当該第三者に対し、この契約に定めるすべての事項を遵守させるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 乙が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が、正当な理由なく、この契約を履行しないとき、又は頭書に定めた契約期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が、契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。

2 前項の規定により、この契約を解除された場合において、乙は、甲に対し、甲の指定する期間内に契約金額の100分の10に相当する額を違約金として支払わなければならない。違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げないものとする。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は政治活動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙は、相手方が前二項各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

4 甲又は乙が、本契約に関連して、第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者が第1項及び第2項各号のいずれかに該当した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

5 甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

6 第3項又は前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

7 第3項又は第5項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(協議)

第14条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 ○○県○○市○○町○番○号  
○○県国民健康保険団体連合会  
理事長 ○○ ○○

乙

## 別表

区分名	品名	単位	単価
コピー用紙	A 4 (1箱 2,500枚入り)	1箱	
	A 3 (1箱 1,500枚入り)	1箱	

※単価欄については、消費税及び地方消費税を含めた金額。